

**「つり上げ荷重 5 t 未満のクレーン（移動式クレーンを除く）
の運転業務特別教育」のご案内**

令和 7 年 5 月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、つり上げ荷重 5 t 未満のクレーンの運転業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています。この特別教育を、以下により実施しますので受講いただきますようご案内いたします。

- 1 日時 (学科) 令和 7 年 10 月 31 日 (金) 8:30~18:30 (受付 8:10~8:25)
(実技) 令和 7 年 11 月 1 日 (土) 8:00~12:00 又は 13:00~17:00
- 2 場所 (学科) 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南 1 丁目 17 番地)
(実技) 大鳥機工(株) (鳥取市南栄町 19)
- 3 日程 (学科) ①クレーンに関する知識 (3 時間) ②原動機及び電気に関する知識 (3 時間)
③クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 (2 時間) ④関係法令 (1 時間)
(実技) クレーンの運転、合図の方法 (4 時間) 【学科 9 時間 実技 4 時間】
- 4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 18,000 円 (税込) (1 人あたり) (テキスト代含)
(消費税 10% 内税 1,636 円)
非会員 20,000 円 (税込) (1 人あたり) (テキスト代含)
(消費税 10% 内税 1,818 円)
- 5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX 又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部 (鳥取市若葉台南 1 丁目 17 番地)
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会東部支部				
- 6 受講申込・受講料支払期限 令和 7 年 10 月 17 日 (金) なお、定員 50 人とします。
- 7 その他 (1) 実技は午前、午後の 2 班に分けて実施します。班分け、服装などについては学科当日に説明します。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課 (TEL0857-29-1707) にお問い合わせください。
(5) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(6) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。
(7) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

5 t 未満クレーン運転業務特別教育 受講申込書

令和7年10月31日（金）～11月1日（土）開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	実技の希望 該当するところに○をしてください
		午前・午後・どちらも可
		午前・午後・どちらも可
		午前・午後・どちらも可

※氏名は修了証に記載しますので正確に記入してください。 ※先着順としますので、希望に沿えない場合があります。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人 ） 受講料合計 （ 円 ）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年10月17日（金）です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

令和7年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

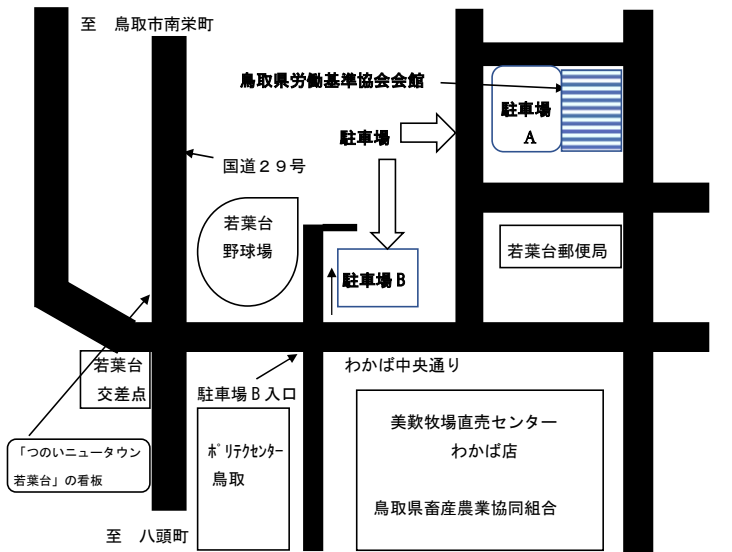
Tel

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場のご案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場Aが満車の場合、駐車場B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。